

定 款 変 更 認 証 申 請 書

2015年12月21日

兵庫県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地
兵庫県西宮市甲風園1丁目3番12号

名称及び代表者の氏名
特定非営利活動法人ブレーンヒューマニティー
理事長 能 島 裕 介
電話 (0798) 63—4441番

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次のとおり定款の変更の認証を申請します。

	変 更 前	変 更 後
変更の内容	<p>(入会) 第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。 （1）個人にあつては満16歳以上であること若しくは中学校を卒業していること。 （2）個人にあつては禁治産者又は準禁治産者でないこと。</p> <p>(種別及び定数) 第13条 2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とする。副理事長の員数については、理事会の議決に基づく。</p>	<p>(入会) 第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。 （1）個人にあつては満16歳以上であること若しくは中学校を卒業していること。 （2）個人にあつては成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。</p> <p>(種別及び定数) 第13条 2 理事のうち、次の役職を置く。 （1）理事長 1人 （2）副理事長 若干名 （3）専務理事 若干名 （4）常務理事 3人以上8人以内 3 副理事長、専務理事及び常務理事の員数は理事会の議決により定める。 4 この法人に顧問を置くことができる。顧問は、この法人の事業につ</p>

	<p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>5 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、当然にその地位を失う。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 法第20条各号の一に該当するに至ったとき。</p> <p>(職務)</p> <p>第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事はこの法人を代表しない。</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>4 監事は、次に掲げる職務を行う。</p>	<p>いて高い見識を有する者の中から総会の承認に基づき、理事長が任命し、総会、理事会、その他の会議に出席し、必要な助言を行うことができる。</p> <p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>5 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、当然にその地位を失う。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 法第20条各号の一に該当するに至ったとき。</p> <p>(職務)</p> <p>第15条 理事長及び専務理事はこの法人を代表する。理事長及び専務理事以外の理事はこの法人を代表しない。</p> <p>2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>4 専務理事は、この法人を代表し、理事長を補佐し、理事会が定める業</p>
--	--	---

	<p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は兵庫県知事に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>	<p>務を分掌し、その業務を統括する。</p> <p>5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、理事会が定める業務を分掌し、その業務を統括する。</p> <p>6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>7 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は兵庫県知事に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p>
<p>変更の理由</p>	<p>(定款第7条)</p> <p>一、民法の改正により禁治産者及び準禁治産者の規定が廃止されたため。</p> <p>(定款第13条第2項・同条第3項・第14条・第15条)</p> <p>一、東日本において、当法人事業を行うにあたり、東日本での事業においては、東日本の常駐する理事等により業務執行を行うことが適切であると考えるため。</p> <p>二、当法人の事業拡大にともない、専務理事職を創設し、分権化を図るため。</p> <p>(定款第13条第4項)</p> <p>一、当法人の事業について高い見識を有する方を顧問として招き、当法人事業へのご助言をいただくため。</p>	